

第1章 複合地区について

1. 複合地区とは

複合地区はライオンズクラブ国際協会の行政的機構であり、複合地区内すべてのライオンズクラブの前進と発展のために“よりよい政策”を協議し、立案する場です。複合地区には、複合地区内のすべての地区ガバナーおよび前・元ガバナーの内よりガバナーエレクトにより選任または選出された議長からなる、複合地区ガバナー協議会が設けられます。複合地区の年次大会あるいはこのガバナー協議会で決定された政策は、それぞれの地区ガバナーを通じて地区内すべてのライオンズクラブに伝達され、徹底され実行されなければなりません。

後に詳述しますが、複合地区とは2つ以上の複数の準地区からなる地域であり、現在の日本ライオンズの複合地区分布は、北海道から沖縄まで都道府県別行政区の単位を基盤として、330～337 まで8つの複合地区で構成されています。

ちなみに私共中国・四国地方は、336 複合地区と称され、A 地区（四国4 県）・B 地区（岡山・鳥取）・C 地区（広島）・D 地区（山口・島根）の9 県に所属されているクラブにより構成されています。

即ちライオンズクラブ国際協会から認証を受けたすべてのライオンズクラブは、その結成された管轄地域内において、地区ガバナーにより原則として4 から8 のクラブからなるゾーンに編入され、その複数のゾーンは10 から16 のクラブからなるリジョンを構成しています。そのリジョンの集合体が1つの地区となっているわけであり、以下複合地区の会則上の定義、複合地区の目的、複合地区分割の経緯、複合地区の運営と組織の現在、そのあり方について述べたいと思います。ライオンズクラブ国際協会も複合地区も、その基盤となる会員は承認された個々のライオンズクラブであります。あくまで主権は我々個々のライオンズクラブに存在するという認識を堅持し、あらゆる場において、その理念が尊重されるよう努めねばなりません。

(1) 複合地区の定義

複合地区（Multiple District）とは2つ以上の準地区（Sub District）から成る地域であり、その地域内で国際協会の認証を受けたすべてのライオンズクラブから成るのが、会則上の定義です。

(2) 複合地区の目的

国際協会の行政的機構としての本組織はライオンズクラブ国際協会の基本的活動方針に従い、

- 1) 複合地区内ライオンズクラブの融和協調を図ること
- 2) ライオニズムの高揚を図ること
- 3) 複合地区内の各準地区の運営の円滑化を図ること

などを目的とします。

(3) 日本の複合地区の構成

① 沿革

- 1952. 3. 東京クラブ結成
- 1955. 5. 第1回302地区大会（神戸市）
- 1959. 7. 302地区がE、Wの2地区に分割され、それまでの単一地区から複合地区となる。
- 1964. 6. 初めて複合地区大会が開催（東京都）される。
- 1970. 7. 302日本複合地区が302E複合地区と302W複合地区の2つに分割される。
- 1976. 7. 302EおよびW複合地区が8複合地区に分割される。

② 複合地区分割

1976年7月、主として次のような理由により302E複合地区と302W複合地区がそれぞれ五つと三つ、計八つの複合地区に分割された。

- イ 会員増大のため複合地区大会開催が困難になった。
- ロ 地域社会と密着するためには広域過ぎること。
- ハ 世界の平均とあまりにもかけ離れた現状で、その運営に無理が生じ始めたこと。

(4) 複合地区の運営

複合地区の運営は、複合地区会則第11条に則り、複合地区内全会員より会費を徴収し、運営されるため、あくまで公正・明確に行われなければなりません。

① 役員

複合地区の役員には、ガバナー協議会構成員および構成員以外の役員として、ガバナー協議会が選任する者をもって、これに充てます（複合地区会則第5条）。その任期は地区ガバナーの任期と同じと定められています。

② 複合地区ガバナー協議会

複合地区は、複合地区内のすべての現地区ガバナーまたは元地区ガバナーの内よりガバナーエレクトにより選任または選出された議長のもとにガバナー協議会を設けます。なお、ガバナー協議会の構成員および投票権を持たない顧問は、国際付則第8条第4項および複合地区会則第5条によって定められています。

③ ガバナー協議会議長

議長はガバナー協議会を代表し、国際理事会の一般的監督のもとに管理運営促進者となり、国際付則第10条第1項並びに複合地区会則第5条6(a)～(i)までの職責を果たします。

協議会議長は、就任する時点で、現または元地区ガバナーになっていなければなりません（国際付則第8条第4項）複合地区会則第5条4には、現または前・元地区ガバナーとなっています。

また、「任期の途中において議長職に空席が生じた場合には、残る任期について速やかにガバナー協議会を開き、後任議長を国際付則第8条4項の規定に従って選ぶことができる。その空席を埋めるまでは、副議長が議長代理としてその任務を果たし、議長と同じ権限を持つ。副議長が空席となった場合にはガバナー協議会構成員の中から後任者を選ぶ」（複合地区会則第5条6(i)）。

(5) ガバナー協議会の権限

ガバナー協議会は、国際会則および付則の規定、国際理事会の方針および国際大会の方針、複合地区会則および複合地区年次大会の決定に従い、主として次の任務を遂行します。

- 1) 複合地区の運営を管理する
- 2) 役員を選任する（委員長、委員、日本レベル委員等）
- 3) 会議を開催する（ガバナー協議会、各種委員会等）
- 4) 資金を管理し、運用する
- 5) 複合地区年次大会について
 - (ア) 開催地の決定
 - (イ) 大会委員長に指示すべき事項の決定
 - (ウ) 大会議事規則、大会役員の決定
- 6) 複合地区諸規定の決定
- 7) ガバナー協議会事務局の設置、管理

(6) ガバナー協議会議長の解任

2014年9月からガバナー協議会議長の解任が出来るように変更されました。

協議会の過半数の要請によって、協議会議長解任を目的とした特別会議が開催され、正当な理由があればガバナー協議会の全構成員の3分の2の賛成投票により解任することができる（国際付則第8条第6項）。

2. 336 複合地区の定例会議

(1) 336 複合地区ガバナー協議会

複合会則ではガバナー協議会の定例会議は年3回とし、その他必要に応じて開くことができますありますが、336 複合地区では、任期中4～5回のガバナー協議会を開催しています（8月、10月、1月、3月、年次大会直後）。なお、第1回定例会議は地区ガバナーの正式就任後60日以内に開くことになっています。

- ・ 会議は構成員の過半数の出席をもって定足数とし、決議は出席構成員の過半数以上をもって決します。構成員以外の複合地区役員は、招集に応じてガバナー協議会に出席し、意見を述べることはできますが、投票権は持ちません。
- ・ 会議の議案録は予め事務局運営委員会によって作成され、会議10日前迄に出席者に送付されます。
- ・ 会議に当たっては、討議に必要な十分な時間を設定し、かりに時間がないからという理由で、審議を尽くさずに結論を出すようなことのないように留意しなければなりません。

- ・ 議事の進行は議決を要する協議事項、承認を要する報告事項の順に先議し、極力重要事項の審議に時間を配分するよう留意します。
- ・ 議事録は会議終了後、7日以内に作成し、出席者、その他必要なところへ送付します。
- ・ 定例会議の他、必要により構成員による臨時ガバナー協議会を開き、緊急事項等を決定します。その際会議の定足数は構成員の過半数であり、その議事録は次回の定例会議までに構成員およびその他の複合地区役員に送付します。

① 定例会議で協議する事項（参考）

- 1) 第1回ガバナー協議会（8月）
 - (ア) 次年度ガバナー協議会構成員役員会議決定事項の確認
 - (イ) 前年度財務報告、監査報告
 - (ウ) 年間の会議計画（日程、場所）
 - (エ) 各種規定内規
 - (オ) 予算、取引銀行の決定
 - (カ) 年次大会開催地、開催日（期日はガバナー協議会とホストライオンズクラブで決定する）
 - (キ) 構成員、複合地区役員よりの協議事項、報告事項（毎回の議題となる）
- 2) 第2回ガバナー協議会（10月）
 - (ア) 年次大会事務局およびホストクラブ事務局設置、大会予算の決定
 - (イ) 次年度議長選出準地区について ※ローテーション制を重視すること
 - (ウ) 構成員、複合地区役員よりの協議事項、報告事項
- 3) 第3回ガバナー協議会（1月）
 - (ア) 年次大会関係案件
 - (イ) 上半期財務報告、監査報告
- 4) 第4回ガバナー協議会（3月）
 - (ア) 年次大会議案の決定
 - (イ) その他の大会とその関連案件
- 5) 第5回ガバナー協議会（年次大会後）
 - (ア) 次年度申し送り事項の確認

（註） 現・次期構成員並びに現・次期事務局運営委員会の出席による引継ぎ会

(2) ガバナー協議会・複合地区役員連絡会議

ガバナー協議会定例会議の後に開かれる「ガバナー協議会・複合地区役員連絡会議」において、336複合地区役員へガバナー協議会での協議内容が報告されます。また、複合地区各種委員長は、全日本レベル・複合地区レベルの関係事項について共通認識を図るべく「ガバナー協議会・複合地区役員連絡会議」で報告します。

「ガバナー協議会・複合地区役員連絡会議」は、ガバナー協議会構成員とガバナー協議会構成員以外の複合地区役員で構成され、336複合地区役員の意見交換の場でもあります。

(3) 事務局運営委員会

ガバナー協議会事務局運営委員会規則により構成、運営が定められています。

定例会議の直前に開催し、会議の円滑な進行を図るようにします。協議会構成員も参加し、議案の理解、会議進行方法等につき一緒に協議しておくことが望ましいでしょう。

3. 全日本レベルの会議

(1) 一般社団法人日本ライオンズ

① 目的

この法人は、ライオンズクラブ国際協会の目的を推進し、ライオンズクラブ国際協会と 330～337 複合地区間並びに複合地区内における適正・迅速なる情報の交換を図りつつ複合地区ガバナー協議会をサポートし、もってライオンズクラブおよびクラブメンバー間の相互理解と融和と友情親善を図り、ライオニズムの高揚に寄与し、ライオンズクラブの発展を目的とする。

② 事業

- (1) ライオンズクラブ国際協会から発せられる方針、通達、連絡、指示その他の一切の事項を受領し、複合地区として適正に検討し意見をまとめ、ライオンズクラブ国際協会に情報を発信し、必要があればこれを当複合地区内に速やかに伝達して周知を図るなど複合地区ガバナー協議会に関する事業
- (2) 日本のライオンズクラブの発展またはクラブメンバーの福利厚生を増進のための事業
- (3) ライオンズクラブ国際協会の製作した物品、印刷物の頒布及び国際会費関係に関する事業
- (4) ライオン誌日本語版の編集発行その他情報発信に関する事業
- (5) 不動産の取得・賃貸借に関する事業
- (6) 前各号の事業に付帯する事業

③ 組織

現在は、議長連絡会議は廃止され一般社団法人日本ライオンズ執行理事会になり理事長は選挙で選出されます、各種委員長会議の行った決定は執行理事会、理事会で審議されたのち、全国ガバナー会（社員総会）の承認を得てはじめて有効となります。

(2) 全国共通の委員会

ライオン誌日本語版委員会（複合地区会則第 8 条 2 による）、国際理事候補者推薦選挙管理委員会（国際理事立候補者資格審査委員会規則による）の各委員、および一般社団法人日本ライオンズ会計監査委員は、各複合地区から 1 名が委嘱され、複合地区役員の扱いがなされることになっています。

(3) 一般社団法人日本ライオンの委員会

- ① PRマーケティング委員会（ライオン誌日本語版委員会）
- ② 国際理事候補者資格審査委員会
- ③ 会則委員会
- ④ 国際大会委員会
- ⑤ YCE委員会
- ⑥ ライオンズクエスト・薬物乱用防止委員会
- ⑦ アラート委員会
- ⑧ スペシャルオリम्ピックス委員会

第2章 336 複合地区役員

複合地区の役員には、複合地区会則第5条で、ガバナー協議会構成員およびガバナー協議会が選任する者をもってこれに当てる、とあります。そしてその選任は国際付則第8条第4項および複合地区会則第5条で定められています。

国際付則第8条第4項では、ガバナー協議会は協議会議長を努める現または元地区ガバナー1名と準地区の地区ガバナーによって構成されるが、協議会議長を含む前・元地区ガバナーの合計数は地区ガバナー総数の2分の1までとされています。

すべての新役員は、複合地区会則第5条5により、複合地区大会終了までに、地区ガバナー・エレクトによって選ばれることになっています。

当複合地区では下記の手順で役員の選任、構成員以外の役員委嘱を行っています。

1. 複合地区役員選任の手順

1. 第3回ガバナー協議会に、第一副地区ガバナーの協議により、現または元地区ガバナーの内から選出された議長予定者名を報告する。
2. 第3回ガバナー協議会後に、次期協議会の構成について、現構成員と第一副地区ガバナーの懇談会を開く。この懇談会は議長の招集により、主として以下の事項等を協議する。
 - (1) 追加構成員の問題
 - (2) 構成員以外の役員の問題
3. 上記懇談会の経過を踏まえ、第4回ガバナー協議会の前に現構成員と次期構成員予定者の会議を開き、以下の事項等を決定する。
 - (1) 次期の追加構成員について
 - (2) 次期の副議長2名（議長が現職ガバナーの場合は1名）、幹事1名、会計1名の互選
 - (3) 構成員以外の役員の委嘱について
 - (4) 次期複合地区年次大会の開催日時・場所について
4. 4月下旬または5月上旬、各準地区年次大会終了後できるだけ早急に、議長はガバナーエレクトを招集して会議を開く。この会議には次期構成員のほか、現構成員も出席し、以上の事項を確認決定する。

■ 留意事項

- ・ 構成員以外の役員委嘱状は、地区ガバナー任期の始まる日付（国際大会終了日）で、議長名により、役員の所属クラブ宛に送付する。
- ・ 2024-2025年度、ガバナー協議会メンバーと各準地区の第一、第二副地区ガバナーが集まり、336複合地区次期議長選任に関する打合せが行われ、手順書の中に、「ローテーション制を重視して、」との文言を追加すると合意された。

2. 336 複合地区役員の構成について

1. 複合地区ガバナー協議会の構成員については、国際付則第8条4項および複合地区会則第5条4項によって決定をする。但し、336 複合地区に於いては、現または元地区ガバナーの議長と4名の現職ガバナーとの、5名での編成を原則とする（議長が現職ガバナーの場合は4名の編成となる）。
2. 構成員以外の複合地区役員は、各準地区次期第一および第二副地区ガバナー予定者、前・元地区ガバナー（原則としてガバナー任期終了後3期まで）、および次年度事務局運営委員会委員長、委員予定者とし、役員の選任・委嘱については当該年度のガバナー協議会がこれを行う。
3. 各複合地区委員会および委員長の人数をできるだけ縮小することを原則とし、目的の類似した委員会委員長を併合または兼務する。委員長・全日本レベル委員については、準地区間の公平を守ることを念頭におき、役員ポストを決めなくてはならない。

その際、ライオンズクエスト委員長、レオクラブ委員長、LCIF コーディネーター、GET コーディネーター、GMT コーディネーター、GLT コーディネーター、GST コーディネーター、WYPT (FWT) コーディネーターについては、国際協会が3年任期としていることに配慮しなくてはならない。その他の委員長、日本レベルの委員についても、2年間継続が望ましいとされるものがあるなど、適切な対応が必要である。

4. 監査委員については、現議長選出の準地区へは委嘱しないことが望ましい。なお、公認会計士・税理士等会計に明るい者を選ぶことが望まれる。

5. 【複合地区レベル委員長（7名）】

- 会則および付則・運営マニュアル編集委員長
- IT・M・ライオンズ情報委員長
- YCE・国際関係・レオ委員長
- 青少年・ライオンズクエスト・薬物乱用防止・平和ポスター委員長
- 環境保全・保健福祉・献血・献眼・視聴覚委員長
- アラート委員長
- 未来ビジョン委員長

【複合地区レベルコーディネーター（5名）】

- | |
|---------------------------|
| ○GET コーディネーター |
| ○GMT コーディネーター |
| ○GLT コーディネーター |
| ○GST コーディネーター |
| ○WYPT (FWT) コーディネーター（正・副） |
- LCIF コーディネーター

GAT

【その他役員】

- GMT メンバー（4名）には各地区第一副地区ガバナーを、GLT メンバー（4名）には各地区第二副地区ガバナーを委嘱する（原則）。
- 336 複合地区監査委員（2～3名）
- その他、必要に応じて複合地区レベル各委員会に副委員長、委員を委嘱する。

○運営委員長は議長が指名し、各地区キャビネット幹事が運営委員となり、運営委員会を構成する。

※組織図は複合地区ホームページからダウンロードしてご参照ください。

3. 複合地区各種委員会の運営について

当複合地区では、委員長のみの委員会が大部分で、十分な委員会活動が行なわれにくいという反省がしばしばなされてきました。

その反省点を生かし、

- (1) 必要な委員長の下に副委員長を配置する。
- (2) 複合地区委員長、副委員長と準地区委員長の連絡会議を持つ。

ことによって、委員会活動の活性化を図ると共に、複合地区と準地区の連携を密にするようにします。

複合地区委員会の運営要領、準地区委員長連絡会議の開催要領は、下記の通りです。

336 複合地区委員会の運営要領

ガバナー協議会は、必要に応じ各種委員会を設置し、委員長、委員を委嘱する。委員会設置に当たっては合理化の観点から、絶えず整理統合に留意し、いたずらに委員会や委員の数が年々増えることのないよう心掛ける。

委員会は概ね次の要領により運営される。

1. 委員長は、日本レベルの各種委員と共にガバナー協議会構成員以外の複合地区役員として、召集に応じて定例のガバナー協議会に出席し、意見を述べる。
2. 委員には、その委員会に関する専門知識を持つ者など各準地区より適任者を求め委嘱する。
3. 委員会の会議開催は、予めガバナー協議会の承認を得たうえで、議長と委員長の連名で関係者に通知し、協議会構成員にはその写しをもって連絡する。
4. 急を要するためガバナー協議会の事前承認が得られなかった場合は、議長の下承を得て、その旨を協議会構成員に連絡し、関係者に開催を通知する。
5. 会議は原則として、複合事務局またはその所在地で開催し、協議会構成員が陪席することができる。
6. 委員の任期は地区ガバナーの任期と同じとする、ただし次のガバナー協議会が同一人に再び委嘱することを妨げない。
7. YCE・国際関係・レオ委員長および IT・M・ライオンズ情報委員長は、必要があれば翌年度の8月31日まで翌年度のガバナー協議会によって委嘱され実務に当たる。
8. 委員長は会議開催後7日以内に議事録をもって、議長に報告する。事務局はその要録を協議会構成員および関係者に配布する。

336 複合地区の準地区委員長連絡会議の開催要領

1. 準地区委員長連絡会議は、複合地区の委員長が計画し、あらかじめガバナー協議会の承認を得て開催する。
急を要するため事前の承認が得られなかった場合は、複合地区委員長が議長の下承を得て、議長と委員長の連名で各地区ガバナー宛の文書をもって、準地区委員長の派遣を要請する。準地区委員長にはその写しをもって通知する。
2. 会議は原則として、複合地区事務局またはその所在地で開催する。都合により他の場所で開催する場合は、事前に議長の下承を得ることとする。
3. 会議は複合地区委員長が主宰し、会議終了後 7 日以内に議事要録をもって議長に報告する。複合地区事務局はその要録を各地区ガバナーおよび出席者に配布する。
4. 各地区ガバナーは、すべての連絡会議に出席することができる。
5. 会議に要する旅費、登録料等は、各地区が負担するが、複合地区関係の出席者分は複合地区で負担する。

第3章 複合地区の委員長の任務

336 複合地区の各種委員長は、ガバナー協議会によって委嘱され、協議会構成員以外の複合地区役員となります。各種委員長の任務は、概ね次の通りとします。

なお、「336 複合地区委員会の運営要領」「準地区委員長連絡会議の開催要領」に基づいて活動することはもちろんですが、各委員長とも会議要録を議長宛に送付することをもって報告とし、必要に応じ答申書および報告書を提出します。

(1) 会則および付則・運営マニュアル編集委員長

ガバナー協議会の諮問機関として協議会の付託事項に対し答申するほか、諮問のない場合でも必要な意見具申を行う。

また、常時、各種会則および付則の周知徹底に努め、その厳守を強調すると共に、複合地区内に会則、付則等に抵触する行為が発生したとき、または発生のおそれがある場合は、必要な措置をとる。日本ライオンズの会則委員会においては、常に当複合地区の意志を反映させながら積極的に対応する。

MD336 運営マニュアルの充実を図るため、ガバナー協議会の指示を得て、絶えず改訂・補正作業を行う。改訂・補正の原稿は、原則としてガバナー協議会の承認を得ることとし、原稿の作成、編集作業に当っては、必要と思われる委員長、委員の協力を求めることができる。

(2) IT・M・ライオンズ情報委員長

ライオニズムの講習に対するPR活動の方法について、協議会へ具申する。また、クラブ会員に国際協会、日本ライオンズ、複合地区など、各レベルの動向を迅速に知らせること、特にガバナー協議会の重要事項の決定は的確に伝えるよう、各準地区のキャビネットおよび担当委員会に協力する。なお、当複合地区のライオン誌日本語版委員とは、常時密接な連絡を保ち、相互に協力する。また、複合地区内クラブのIT化促進、特にインターネット開設の促進と、双方向通信手段であるインターネットへの理解および普及を図ると共に、組織内の印刷や通信物の環境省略化についての指導をする。

(3) アラート委員長

ライオンズクラブが掲げる「We serve 我々は奉仕する」のモットーを基に、自然災害における日本国内（地区内外）に対し人道支援を目的に活動する。

- ・被災地ファーストを守り「すべては被災地・被災者のために」を念頭において行動する。
- ・被災準地区で取り決めされた災害支援・受援プランに基づき後方支援行う。
- ・各準地区に対し県社会福祉協議会や支援団体との締結を促進させる。
- ・各準地区に対し複合地区が行うべき啓発活動を行い日頃からの「備え」を行う。
- ・準地区アラート規定の指針となるよう委員会の活性化を図る。
- ・災害時全国の委員長と緊急連絡を取り救援の初動援助を行うことを複合地区内に呼びかける。

(4) YCE・国際関係・レオ委員長

国際協会の YCE に関する基本的活動方針に基づき、複合地区内の YCE 活動の円滑な推進と発展に努める。また、複合地区 YCE 委員長連絡会議を通じ、他の複合地区と協調し、派遣・受け入れ先の YCE 委員会との交渉に当り、準地区委員会を指導する。

複合地区内クラブが他の国のクラブと結合関係を構築する際に協力する。また、国際間の相互理解と協力の推進に当たる。

各準地区委員長を通じ、レオクラブの結成を促進し、活動を活発化するように指導する。

上記に関し、準地区委員長を指導すると共に、協議会に必要な報告を行う。

(5) 青少年・ライオンズクエスト・薬物乱用防止・平和ポスター委員長

青少年に対する指導および青少年による活動の支援に向け、ライオンズクラブを教育し、奨励する。また、青少年を対象とする各賞を奨励する。

麻薬・覚醒剤などの薬物およびアルコールによる害毒に関する啓発活動を推進する。

青少年のための教育支援プログラムである、「思春期のライフスキル教育」の実践を図る。

平和ポスターコンテストへの積極的参加を要請し、各準地区から送られてきた国際協会のテーマに沿った最優秀作品の中から更に優秀作品を選定し、国際協会に送る。

(6) 環境保全・保健福祉・献血・献眼・視聴覚委員長

環境保全のための諸活動の推進に当たるよう各準地区委員長を指導する。その他、必要な事項については、協議会に具申または報告する。

献眼・献腎・献血・骨髄移植など、保健に関する活動を統轄し、各準地区委員長を指導する。その他、必要な事項については、協議会に具申または報告する。

(7) 未来ビジョン委員長

336 複合地区内の将来に向けての融和と融合をはかるとともに改革を図り国際協会の会則、付則にのっとり 336 複合をより発展させる。

(8) GET コーディネーター

標準版複合地区付則には規定されていませんが、336 複合地区では GET コーディネーターが設置される予定です。

複合地区内における新クラブ結成に向けて活動する。

(9) GMT コーディネーター

複合地区 GMT コーディネーターは複合地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。

(a) 複合地区 GET・GLT・GST・WYPT (FWT) コーディネーター、ならびに複合地区グロ

- ーバル・アクション・チーム・ファシリテーター（協議会議長）と連携し、指導力育成、会員増強、人道奉仕の拡大に重点を置いた取り組みを推し進める。
- (b) 年間の複合地区会員増強計画を策定し実行する。
- (c) 地区 GMT コーディネーターと定期的に連絡を取り、利用可能な種々の会員増強プログラムや情報資料について地区 GMT コーディネーターへの周知を図る。
- (d) 会員増強目標への各地区の進捗状況を観察する。目標を達成するよう地区の意欲を喚起し、目標達成に向け支援をする。
- (e) 多様な会員をグローバル・アクション・チームの取り組みに参加させるよう、地区 GMT コーディネーターに奨励する。
- (f) ライオンズクラブ国際協会から入った入会希望者についての連絡に迅速に対応し、勧誘活動を追跡してその進展状況を報告する。
- (g) 会員増強活動用にライオンズクラブ国際協会から複合地区が補助金を得られるよう、必要な手順を踏んで申請書を提出する。
- (h) 複合地区 GET・GLT・GST・WYPT（FWT）コーディネーターと協力し、会員維持戦略を地区に提供する。
- (i) 地区がスペシャルティクラブを結成するよう動機づける。

(10) GLT コーディネーター

複合地区 GLT コーディネーターは複合地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。

- (a) 複合地区 GET・GMT・GST・WYPT（FWT）コーディネーター、ならびにグローバル・アクション・チーム・ファシリテーター（協議会議長）と連携し、指導力育成、会員増強、人道奉仕の拡大に重点を置いた取り組みを推し進める。
- (b) 年間の複合地区指導力育成計画を策定し実行する。
- (c) 地区 GLT コーディネーターと定期的に連絡を取り、利用可能な種々の指導力育成プログラムや情報資料について地区 GLT コーディネーターへの周知を図る。
- (d) 地区 GLT コーディネーター、ゾーン・チェアパーソン、クラブのリーダーが指導力育成の目標を達成するよう、絶えず意欲を喚起し、進捗状況を観察する。
- (e) 多様な会員をグローバル・アクション・チームの取り組みに参加させるよう、地区 GLT コーディネーターに奨励する。
- (f) 国際協会のあらゆるレベルからの参加が奨励されている指導力育成の機会を PR する。
- (g) ライオンズクラブ国際協会と連携を取り、講師が指導に当たる研修およびウェブベースの研修を企画・進行する。
- (h) 複合地区 GET・GMT・GST・WYPT（FWT）コーディネーターと協力し、地区に会員維持戦略を提供する。
- (i) 多様な会員をグローバル・アクション・チームの取り組みに参加させる。
- (j) リーダー候補および新たなリーダーを発掘し、奉仕、会員増強、指導力育成の機会に参加させる。
- (k) 指導力育成に取り組むため複合地区がライオンズクラブ国際協会から補助金を得られるよう、

必要な手順を踏んで申請書を提出する。

(11) GST コーディネーター

複合地区GSTコーディネーターは複合地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。

- (a) 年間の複合地区行動計画を策定・実施し、目標達成への進捗状況を監督する。地区を支援し、地区目標達成への意欲を与える。
- (b) 複合地区GET・GMT・GLT・WYPT (FWT) コーディネーター、ならびに複合地区グローバル・アクション・チーム・ファシリテーター（協議会議長）と連携し、指導力育成、会員増強、人道奉仕の拡大に重点を置いた取り組みを推し進める。
- (c) 複合地区のライオンズやレオへの帰属意識と誇りを生み出す、地域社会奉仕事業を支援する。
- (d) GET・GMT・GLT・WYPT (FWT) と協力し、地区に会員維持戦略を提供する。
- (e) 地区GSTコーディネーターと定期的に連絡を取り、ライオンズクラブ国際協会およびLCIFの各種プログラム、パートナーシップ、交付金について知らせる。
- (f) ライオンズクラブ国際協会の取り組みに沿った奉仕事業実施における地域の成功事例について情報資料や知識を提供するエキスパートの役割を担う。
- (g) レオの融合や指導力育成を含め、幅広い世代の参加者を引き寄せる奉仕事業を推進するよう、地区GSTコーディネーターに促す。
- (h) 複合地区および地区レベルにおけるLCIFコーディネーターとの協力を強め、最大限LCIFの援助を活用し資金獲得活動を行う。
- (i) 複合地区LCIFコーディネーターと連携し、複合地区に支給されたLCIF交付金を監督する。
- (j) 複合地区におけるアドボカシーのリーダーとして、コミュニティでの啓発・教育活動、法令や政策関係の働きかけ、イベントやパートナーシップの実施などを含むがこれに限定されない活動を行う。

(12) WYPT (FWT) コーディネーター

複合地区内の家族と女性会員の更なる増強、既存ネットワークからの開拓、および奉仕や活動への参加を促進することとし、その拡大ならびに提供を行う。

(13) LCIF コーディネーター

LCIF 理事長およびライオンズクラブ国際協会会長により任命され、3 年任期を務める。この役職はライオンズクラブ国際財団（LCIF）のアンバサダーの役割を果たし、LCIF 理事長および LCIF 理事会に直属する。その責任には以下が含まれる。

- (a) 地区 LCIF コーディネーターとして 3 年任期を務めるライオンを各地区において特定・勧誘し、研修を行う。
- (b) LCIF の取り組みについて熟知し、LCIF が支援する種々の交付金および事業について複合地区内ライオンズを啓発する。必要に応じ、LCIF への交付金申請において地区ガバナーを手助けする。

- (c) LCIF の取り組みを、複合地区の出版物や地区および複合地区の行事で、大衆に宣伝する。
- (d) LCIF の資金援助を受けて複合地区内で行われる事業が適切な形で宣伝され、かつ交付金の条件に従っていることを確実にする。
- (e) LCIF に寄付をするよう複合地区内のすべてのライオンズに呼びかけ、LCIF への寄付を動機づけるものとして表彰プログラムを宣伝する。
- (f) LCIF を支援する可能性のある大口寄付見込み者、地域にある財団、企業等を特定し、適切な場合には、寄付依頼のプロセスに関与する。
- (g) 必要に応じて、LCIF への寄付送金、MJF 申請、その他寄付に関わる情報提出において援助する。
- (h) 進捗状況を四半期ごとに、地域の LCIF 理事に報告する。

(14) 複合地区グローバル・アクション・チーム (GAT)

協議会議長がファシリテーターを務めるこのチームには、複合地区 GET コーディネーター、複合地区 GMT コーディネーター、複合地区 GLT コーディネーター、複合地区 GST コーディネーター、複合地区 WYPT (FWT) コーディネーターが含まれる。チームは、複合地区内での人道奉仕の拡大、会員増強の達成、未来のリーダー育成に協働して取り組むのに役立つ計画を策定・実施する。定期的に会合し、その計画の進捗状況と、計画をサポートする可能性のある取り組みを討議する。エリアリーダーおよび地区グローバル・アクション・チーム と連携し、成功事例、成果を共有するとともに課題に対応する。

(15) 事務局運営委員長

336 複合地区ガバナー協議会事務局運営委員会規定による。

第4章 緊急援助資金運用について

1. 336 複合地区緊急援助資金

- ・336 複合地区アラート活動規定第1項災害レベル判定に基づき支援プランを作成し、必要に応じて支出することができる。
- ・他複合地区内で発生した災害に対し他複合地区から支援金要請があった場合、上限200万円を限度額として支出する。
- ・上記以外に準地区から支援金要請があったときは100万円を限度として支出するか、あるいはクラブ会員の自主的寄付金によって対応する。
- ・すべての支出に関しガバナー協議会の承認が必要となる。
- ・それぞれの支出額は複合地区アラート委員会で取りまとめ、ガバナー協議会の承認をもって支出する。但し、その後のガバナー協議会及び役員連絡会議で報告するものとする。
- ・激甚災害指定の災害時は災害規模に応じてガバナー協議会議長と協議のうえ、拠出額を検討し支出する。

2. 災害時における支援内容および支援・受援体制（複合地区内での災害時）

- ・被災準地区のレベル判定により、複合地区アラート委員長、ガバナー協議会議長、複合地区アラート副委員長、実働委員、運営委員を招集し被災地区への複合地区後方支援会議を開催し、後方支援内容の取り決め、活動資金及び支援に関わる費用予算の取り決め、複合地区後方支援対策本部の可否、本部設置にむけたプラン（場所、条件、費用等）の作成、災害規模が複数の地区である場合、被災地区ガバナーを招集し、後方支援プラン策定に努める。
- ・被災地区の打ち出すレベル判定に基づいて準地区より要請があった場合、一社）日本ライオンズアラート委員会委員長とも連携を図り後方支援を強化する。
- ・支援活動の一環として受援活動も必要に応じて行う。

複合地区以外での被災時、被災複合地区と連携をとり支援プランに基づき後方支援を行う。

※災害レベル：下記等およそ被害状況の情報を得て判断

家屋倒壊、避難所数、ボランティアセンター設置日、行方不明者数

レベル1（少人数のみに影響を与える緊急事態）クラブ・ゾーン・リジョンで対応

レベル2（地域社会に影響を与える緊急事態）準地区または複合地区で対応

レベル3（数千人の人々に影響を与える緊急事態）東西エリアまたは全日本での対応

第5章 複合事務局固定化について

長年の懸案であった複合地区事務局の固定化の推進は、1990年6月3日第5回ガバナー協議会で複合地区活性化特別委員会の答申を受けて決議されました。以下はその答申です。

(1) 結論

当複合地区ガバナー協議会の事務局固定化の問題について諮問を受け検討しました。

国際化時代において毎年事務局が移動することから生ずる諸問題、イメージの問題、事務能率、経費の節減等の観点から「可能な限り早く固定事務局を設置することが望ましい」という結論に達し、この旨を答申することとしました。

(2) 理由

1. 固定化することにより、全体的な事務能率の向上、資料の散逸防止、顕著な経費の節減などを図りうる。
2. 日本の8複合のうち、半数の4複合地区がすでに事務局を固定化していることをみても（1990年6月現在）、事務局が協議会議長の地元不存在しなくとも現実的に大きな事務的支障のないことがわかる。近代化された事務機器の活用により適切な処理がなされている。
3. 準地区事務局に於いても固定化が望まれ、できれば複合地区も準地区も事務局が固定化し、毎年移動するためのエネルギーの消耗を防ぎ、事務能力の蓄積を図ることが好ましい。そのうえで、固定化された複合事務局と準地区事務局の連繫を密にすることが望まれる。
4. 固定化事務局になると、事務局員がすべてに習熟し、態度が悪くなる。また仕事を任せてメンバーが動かなくなるとの懸念もあるが、それは個人的問題で制度的な問題ではない。また防止する手段はある。
5. 固定化に伴う事務局人件費の高騰を云々する向きもあるが、事務局移動経費を考えれば、自ずとその心配は解消すると思われる。
6. 要するに事務局固定化は時代の要請であるといえよう。

なお、どこへ事務局を固定化するかについては、全体的な利便という観点から別途早急に決定されるよう強く進言する。

(3) 結果

1. 1990年10月28日第2回ガバナー協議会に於いて、次の活性化特別委員会報告を承認。
①事務局固定化の時期を来期（1991～92年度）のはじめからとする。
②固定化された事務局は岡山市に設置する。
ただし、設置場所については将来状況の変化に伴い、再検討することもあり得る。
2. 第37回336複合地区年次大会（1991年5月26日、福山市）において、上記の通り承認された。
3. 上記大会の決議に伴い、336複合地区事務局は、1991～92年度より固定化され、岡山県岡

山市厚生町 3-1-15 岡山商工会議所 5F に開設された。

4. 現在日本 8 複合地区ガバナー協議会事務局はいずれも固定化されている。
5. 2011 年 6 月 20 日 岡山県岡山市北区下石井 2-1-18 ORIX 岡山下石井ビル 9F に移転。
6. 2020 年 11 月 14 日 岡山県岡山市厚生町 3-1-15 岡山商工会議所 6F に移転

国内事務所および 8 複合地区ガバナー協議会事務局

事務所	住 所	TEL・FAX
OSEAL 調整事務局	〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-3-1 幸ビルディング 2F	TEL (050) 1791-5820 FAX (03) 6745-1777
日本ライオンズ 事務所	〒104-0031 東京都中央区京橋 1 丁目 2- 4 八重洲ノリオビル 5F	TEL (03) 6262-1263 FAX (03) 3241-4388
LCIF 日本事務所	〒104-0031 東京都中央区京橋 1 丁目 2- 4 八重洲ノリオビル 5F	TEL (03) 6262-1263 FAX (03) 3241-4388
MD330	〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-12-9 日本橋グレイスビル 2F	TEL (03) 3276-5400 FAX (03) 3276-5433
MD331	〒060-0809 北海道札幌市北区北 9 条西 3 丁目 小田ビル 5F	TEL (011) 758-8866 FAX (011) 758-8885
MD332	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央 2-11-23 太田ビル 5F	TEL (022) 261-3324 FAX (022) 261-6639
MD333	〒110-0005 東京都台東区上野 2-18-7 第 1 桑原ビル 4F	TEL (03) 5688-6436 FAX (03) 5688-6437
MD334	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅 2-43-12 東山ビル 6F	TEL (052) 581-0777 FAX (052) 581-0779
MD335	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田 1-1-3-1400 号 大阪駅前第 3 ビル 14F 1411 号室	TEL (06) 6345-3135 FAX (06) 6345-3137
MD336	〒700-0985 岡山県岡山市北区厚生町 3-1-15 岡山商工会議所 6F	TEL (086) 234-0695 FAX (086) 234-0495
MD337	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 1-1-33 はかた近代ビル 9F	TEL (092) 432-7211 FAX (092) 432-7233

第6章 地区・複合地区大会議案の取扱い

1. 議案の決定

1. 各クラブから議案を提出する場合は、別に定める書式（各地区キャビネットで用意する）により「地区大会用」「複合地区大会用」に分けて提出します。いずれもクラブ会長の署名が必要です。
2. 準地区大会の議案はキャビネット会議で、複合地区大会の議案はガバナー協議会で決定されます。
3. 複合地区大会の議案は、協議会議長の提案を除き、準地区大会で可決されたものを、地区ガバナー経由で、ガバナー協議会に提出され、審議のうえ大会議案として決定されるのが原則です。
4. 複合地区大会の議案を原則通り③の手続きによって決定しようとする、議案を決める第4回ガバナー協議会は、概ね各準地区大会の前に開催されるので、日程上の矛盾が生じてきます。

このため次のいずれかの方法によります。

- (イ) クラブから提出された議案は、キャビネット会議で審議し、適当と認めたものについては、地区大会に上程せず、直ちに地区ガバナーにより第4回ガバナー協議会に提出し、議案の決定を求めます。
- (ロ) 地区大会へ上程された場合は、その可決を待って地区ガバナーより文書で大会議長に提出し、複合地区大会において、出席代議員の3分の2以上の同意を得て正式議案となります。
- (ハ) 但し、予め複合地区大会議事規則に「準地区大会の決定を経て、複合地区大会に提出される議案は、地区ガバナーより大会議長に提出し、大会議長の判断で議案に加えることができる」の項を設けておけば、上記（ロ）の手続が簡略化されます。

なお、複合地区大会議事規則はガバナー協議会で定めることになっています。

2. 複合地区大会と準地区大会の議案の分類

(1) 原則として複合地区大会において審議すべきもの

- (イ) 複合地区会則
- (ロ) 国際理事立候補者推薦手続規則
- (ハ) 複合地区費および複合地区大会費
- (ニ) 複合地区緊急援助資金規定

上記の改正は、(イ) (ニ) は複合地区大会に出席し、投票した代議員の3分の2以上、(ロ) (ハ) は複合地区大会に出席し、投票した代議員の過半数の賛成投票を要するとあり、規則に従えば、改正の投票の場は複合地区大会であって、準地区大会ではありません。国際会則の改正が国際大会においてのみ審議されると同様、複合地区会則および(ロ) (ハ) (ニ) の改正は、複合地区大会において審議されるのが当然です。

但し、これらの改正について準地区大会で、内容の説明や意見の交換を行い、認識を深めておくことが望まれます。

(2) その他のもの

その他の提案については、適当に準地区大会で審議することは差し支えありません。特に会員に金銭の拠出を求めるような提案は、準地区で審議しておいた方がよいと思われます。

なお、留意事項は以下の通りです。

- (イ) 複合地区内のすべての準地区で、一様に可決、あるいは否決された場合は、賛否いずれにせよ、複合地区の合意とみなし、審議を省略し、確認のみにとどめるようにします。
- (ロ) 準地区大会の決定が、可、否両方に分かれた場合には、複合地区大会においてあらためて審議し、すべての準地区はその決定に従います。

3. 議案審議の方法

1. 委員会、分科会の委員長は「その議事を主導し、審議結果を大会（代議員総会）に報告する」任務を持つコーディネーターです。従って議長選任の手続は不要です。
2. 委員長が議事を進め、副委員長がそれに協力し、他に1名記録係を置きます。（副委員長が複数の場合、1名が記録をとる）
3. 発言者は所属クラブと氏名を告げるよう、予め注意しておきます。
4. 議事規則により、発言は3分以内とし、要領よく発言内容を整えるよう指導し、なるべく多数の発言を求めるようにします。
5. 審議の要領は次のようにします。
 - (イ) 第〇〇議案の審議に入る旨宣言する。
 - (ロ) 提案者からの提案理由の説明を求める。
 - (ハ) 出席代議員の意見を求める。
 - (ニ) 必要により、顧問の意見を徴する。
 - (ホ) 結論を抽出し、賛否両論ある場合は、採決する。
 - (ヘ) 決議は必ず確認する。

4. 決議の方法

議決は特に定めないものは、出席代議員の過半数をもって決します。大会における議決はあいまいな文言は避け、明快な言葉を用いるよう、特に留意する必要があります。

具体的には、次のような文言を用いることが例となっています。

1. 「原案の通り決定しました。」
2. 「提案を否決しました。」
3. 「提案は取り下げられました。」
4. 「次期キャビネット会議（ガバナー協議会）に審議を委任することに決定しました。」
5. 「趣旨には賛成であるが、具体案がないので（不十分なので）次期キャビネット会議（ガバナー協議会）に審議を委任することに決定しました。」
6. 「地区（複合地区）全体で統一することは困難なので、各クラブ（各準地区）の自主的な運営に一任することに決定しました。」
7. 「次期キャビネット（ガバナー協議会）において、実行するよう申し送ることに決定しました。」
8. 「規定を設けて、地区の特殊性に即応して取扱うことに決議しました。」

5. 大会報告

国際付則第 9 条第 8 項に、「各単一、準、複合の地区大会閉会后 60 日以内に、それぞれの大会幹事は、大会議事録を国際本部および地区ガバナーに 1 部ずつ提出しなければならない。また、地区内のクラブから文書で要請があった場合には、そのクラブにこれを交付しなければならない」とあるので、その旨留意してください。大会プログラム、大会誌を作成した場合は、同封して送付します。

また、地区内の全クラブに対しても、大会報告を送付するようにしましょう。